

# 仕 様 書

## 1 業務名 長崎県「新情報誌」デザイン業務委託

## 2 業務の目的

県民の長崎県や地域への愛着と誇りを高めること等を目的として、主に県民や県内事業者に向け、県のヒト・モノ・コトなど、多様な魅力を発信する質の高い情報誌を制作するため、必要な取材、文章作成、写真撮影、デザイン、レイアウトに係る業務を委託します。

## 3 「新情報誌」の編成方針

- (1) 長崎県民や県内事業者をターゲットに、郷土愛を育み、自らの地域や仕事に愛着と誇りをもって、ずっと住み続けたい、また、地域のために行動したい、そして、ふるさとを大切にしていきたいとなるようなシビックプライドの醸成につながる情報の紹介。
- (2) 県内事業者のやる気の醸成や行動変容の後押しとなる情報の紹介。
- (3) 掲載される情報や内容のコンセプトが伝わるような情報誌のタイトル。
- (4) 数ある情報誌の中で、思わず手にしたくなるような魅力ある表紙。
- (5) 読み手に自分事として捉えてもらえるような人物の紹介等。
- (6) 読み捨てではなく、一定期間手元に保存され、活用されることが期待できる冊子。

## 4 業務の内容

- (1) 上記3の編成方針に基づいた新情報誌の全体コンセプトおよび各号の「テーマ設定」、「企画」、「デザイン・レイアウト」の提案及び制作をしてください。
- (2) 新情報紙の主なターゲット案を提案してください。また「7 配布先」に例示している施設等以外で主なターゲットに届けるための効果的な配布先も併せて提案してください。配布先での設置費用（配送費除く）が有料の場合は、提案金額に含めてください。
- (3) 取材先の選定については、事前の現地取材等を行ってください。
- (4) 「校正（3回）・色校正（2回）」、「版下作成」に加え、取材業務（文章作成および写真撮影業務）。
- (5) 特集の誌面構成などは、県と受託者で協議し決定します。
- (6) 情報の収集及び誌面企画については、原則として受託者が行ってください。
- (7) 取材日数は、テーマや年間を通じた取材スケジュールに応じて設定することとし、原則としてライターとカメラマンの2名以上で対応してください。
- (8) 交通費やガイド料、施設の入場料、写真撮影用商品の購入料などの取材経費は、原則として受託者が負担してください。なお、同行する県職員にかかる取材経費については県が負担します。
- (9) 取材先からの校正は、受託者の責任により確認を行ってください。
- (10) 受託者は、常識的に誠意ある校正を行い、緊急の事態にも対応できるような体制をと

ってください。また、記載内容の校正確認を行うため、県にも随時、校正原稿を提供してください。

(1 1) 誌面に使用する写真については、撮り下ろしたものを使用してください。

(1 2) 版下作成終了後、下記データを納品してください。

○PDF データ

- ・1 ページ 1 ファイル×ページ数ファイル、見開き 2 ページ 1 ファイル×見開きページ数ファイルの 2 種類
- ・PDF/X-1a 規格
- ・文字情報を認識できるもの

○ai ファイル

## 5 発行部数

発行部数 25,000部以上/回(予定) ※電子書籍としても掲載

## 6 発行回数

令和8年度は年3回(9月、12月、3月)、令和9年度以降も継続して発行(年4回予定)

## 7 配布先

県内の公共施設、観光施設、観光案内所、医療機関、道の駅、公共交通機関関連施設等

## 8 予算額

13,959,000円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とします。

## 9 著作権の譲渡等

(1) 印刷製本物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」といいます。)に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいいます。以下同じ。)を当該著作物の引渡し時に県に無償で譲渡してください。

(2) 前項に関し、次のいずれかの者に印刷製本物に係る著作権が帰属している場合には、受託者は、あらかじめ受託者とその者との書面による契約により当該著作権を受託者に譲渡させるものとします。

①受託者の従業員

②本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先の法人若しくはその従業員又は個人

(3) 県は、印刷製本物が著作物に該当するとしなにかかわらず、当該印刷製本物の内容を受託者(前項に該当する場合にあっては、前号各号に掲げる者を含みます。)の承諾なく自由に公表することができます。

## 10 二次利用等の承諾

版下作成終了後、県が次の二次利用等を行うことを承諾してください。

- ①電子書籍サイト「ながさきイーブックス」等へ掲載するための4（9）の使用
- ②県が作成する広報誌や県公式 SNS における写真の使用（誌面で使用したものに限りま  
す。）
- ③ながさきブランディング公式ウェブサイトにおける写真及び記事の使用（誌面で使用した  
ものに限ります。ただし、使用範囲は県と受託者で協議し決定します。）
- ④上記以外で県における写真の使用（誌面で使用したものに限ります。ただし、使用範囲は  
県と受託者で協議し決定します。）

## 1 1 その他特記事項

- （1）受託者は、長崎県の指示に従って本業務を実施するものとします。
- （2）受託者は、業務の全部または一部を再委託してはいけません。ただし、書面により長崎  
県の承諾を得た場合はこの限りではありません。
- （3）受託者は、本業務の関係書類等を整備保管し、必要な書類の提出や実地検査等に際して  
は、協力してください。
- （4）本業務について、この仕様書に記載されていない事項その他疑義が生じた場合は、長崎  
県と協議のうえ決定します。